

# ブランド価値向上を目指す事業者の皆様

## 桐生ブランド推進事業

# 優良産品磨き上げ補助金のご案内

### 補助金の概要

外部の専門人材を活用し、自社商品・製品を改良(パッケージ等の改良も含む)しようとする市内企業に対し、補助金を交付します。

### 補助対象者

以下いずれの条件も満たす商品・製品を製造する市内中小企業

(1)市内に事業所を有していること。

(2)桐生市に法人市民税の申告をしている法人 または  
桐生市の住民基本台帳に登録があり、事業収入の税申告をしている個人事業主。

※市税を滞納している場合や、桐生市暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当する場合は対象外です。



キノピー

### 補助対象経費

(1)外部の専門人材を活用した既存の商品・製品の改良等 (パッケージ等の改良も含む) に要する経費  
ex) 専門人材へ支払う謝金または委託費など

(2)その他市長が必要と認める経費

#### 注

新商品の開発や、材料費のみの場合は補助対象外！！

### 補助金額

補助対象経費の1/2 (上限金額20万円)

※算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### 募集について

募集件数：2件

申請内容を審査をし、採択の可否を決定いたします。

募集期間：令和6年5月1日～5月31日まで

申請方法：申請書類を市HPよりダウンロードしていただき、郵送、直接持参またはEメールにて、商工振興課へ提出して下さい。

### お問合せ

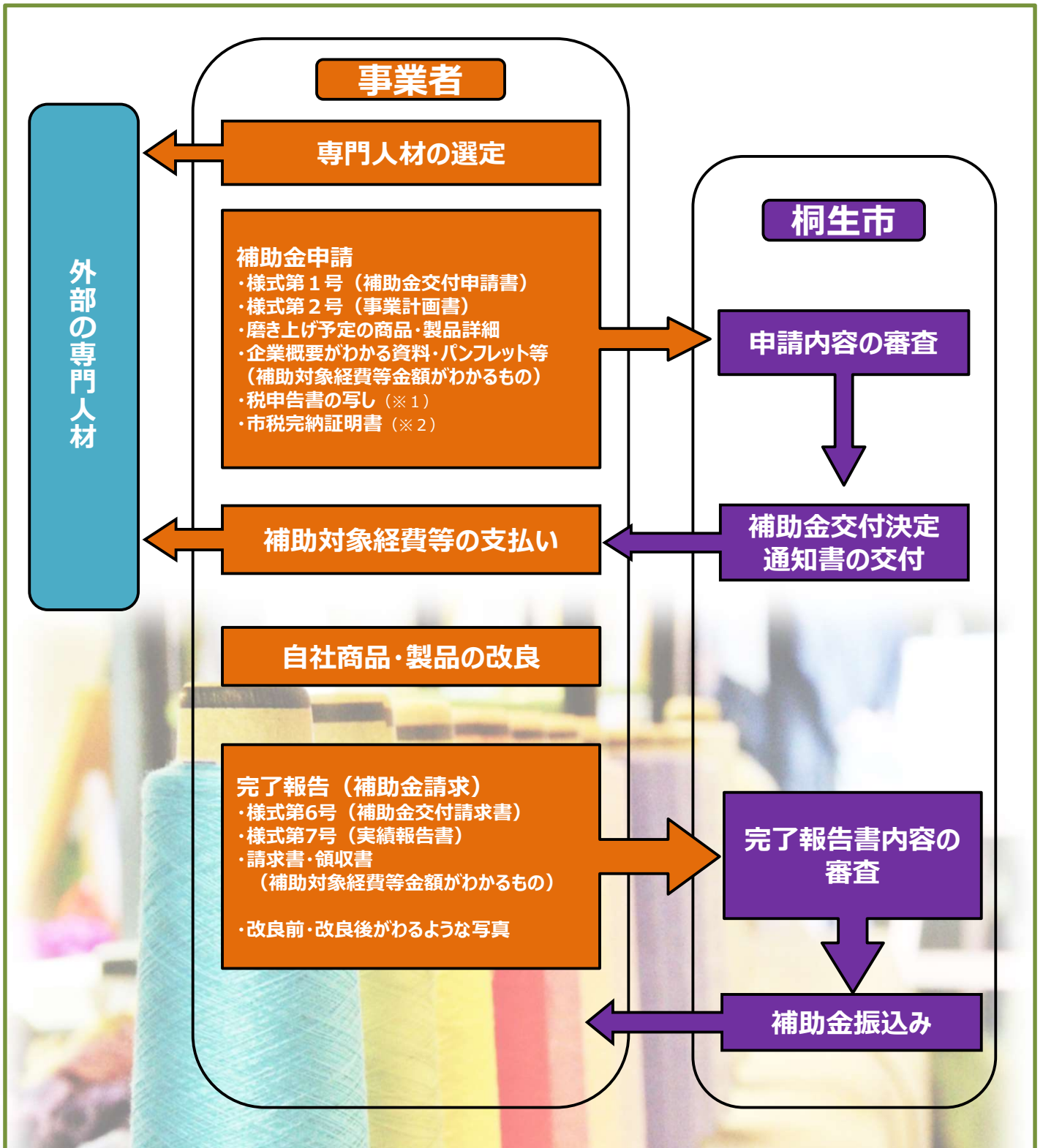
〒376-8501  
桐生市織姫町1番1号

桐生市 商工振興課 産業立地戦略担当

TEL : 0277-46-1111(内線582)  
FAX : 0277-43-1001

E-mail: shoko@city.kiryu.lg.jp

# 優良産品磨き上げ補助金制度手続きフロー



- ※1 税申告書は、受付の收受印が押されたものの写しで、以下の書類。  
 法人の場合 → 法人市民税申告書(様式第二十号または二十号の三)  
 個人事業主の場合 → 申告方法により以下のどちらか ①市県民税申告→市民税県民税申告書  
 ②確定申告→確定申告書(第1表)
- ・電子申告の場合は、上記と併せて受付完了通知画面の写しが必要となります。
  - ・法人市民税申告書の写しは、桐生市役所税証明コーナーの法人市民税の納税証明書(有料)でも可とします。
  - ・市民税県民税申告書の写しは、桐生市役所税証明コーナーでも取得できます(無料)。
- ※2 発行後3か月以内のもので、写しでも可。